

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	山口県周南市

## 周南市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 周南市産業振興部農業振興課  
所在地 周南市岐山通1-1  
電話番号 0834-22-8151  
FAX番号 0834-22-8375  
メールアドレス noshin@city.shunan.lg.jp

## 1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、ツキノワグマ、ノウサギ、タヌキ、アナグマ、アライグマ、イタチ、テン、シベリアイタチ、ヌートリア、カラス、カワウ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	周南市

## 2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

### (1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積	被害金額
イノシシ	水稻、野菜、いも類など	8.56 h a	11,558千円
ニホンザル	豆類、野菜、いも類など	1.35 h a	5,148千円
ニホンジカ	果樹	0.12 h a	98千円
ツキノワグマ	果樹	0.23 h a	730千円
ノウサギ	—	出没情報	
タヌキ	—	出没情報	
アナグマ	野菜	被害報告、出没情報	
アライグマ	—	出没情報	
イタチ	—	出没情報	
テン	—	出没情報	
シベリアイタチ	—	出没情報	
ヌートリア	水稻、野菜、いも類	被害報告、出没情報	
カラス	果樹	0.37 h a	2,926千円
カワウ	魚類（アユ）	被害報告、出没情報	

### (2) 被害の傾向

<p>○イノシシ</p> <p>水稻、野菜、いも類などの農作物被害、水田や畦畔の掘り起こしの被害が発生している。被害は、中山間地域のみならず市街地周辺にも及び、年間を通して発生している。豚熱の影響により被害は一時的に減っていたが、豚熱発生前の状況に戻りつつある。</p> <p>○ニホンザル</p> <p>夏から秋にかけて豆類、野菜、いも類などの食害が中山間地域で発生している。ハナレザルが市街地においても出没し、生活不安を招いている。</p> <p>○ニホンジカ</p> <p>近年果樹の被害が発生していたが、令和7年度は、出没情報はあるが被害の報告を受けていない。今後本市への生息範囲の拡大が懸念される。</p>
--

○ツキノワグマ	夏から秋にかけて中山間地域を中心に果樹の被害が発生している。市街地周辺でも目撃が報告されている。
○ノウサギ、アライグマ	具体的な被害の報告を受けていないが、中山間地域において目撃が報告されている。
○タヌキ	具体的な被害の報告を受けていないが、中山間地域や市街地周辺において目撃が報告されている。
○アナグマ	小規模であるが春から秋にかけて野菜の食害が発生している。
○イタチ、テン、シベリアイタチ	住宅の天井裏などに侵入し、排泄物による悪臭などの生活環境被害が発生している。
○ヌートリア	水路などにおいて目撃の報告を受けている。小規模であるが野菜、いも類の食害、水稻の倒伏被害が発生している。
○カラス	果樹の食害が年間を通して発生しているが、特に夏から秋にかけて多く発生している。
○カワウ	放流したアユの稚魚の食害が発生している。

### (3) 被害の軽減目標

対象鳥獣	指標	現状値	目標値		
		(令和6年度)	(令和8年度)	(令和9年度)	(令和10年度)
イノシシ	被害面積	8.56 h a	9.50 h a	9.00 h a	8.50 h a
	被害金額	11,558 千円	14,250 千円	13,500 千円	12,750 千円
ニホンザル	被害面積	1.35 h a	1.35 h a	1.22 h a	1.21 h a
	被害金額	5,148 千円	5,148 千円	4,652 千円	4,614 千円
ニホンジカ	被害面積	0.12 h a	0.00 h a	0.00 h a	0.00 h a
	被害金額	98 千円	0 千円	0 千円	0 千円
ツキノワグマ	被害面積	0.23 h a	0.23 h a	0.23 h a	0.23 h a
	被害金額	730 千円	730 千円	730 千円	730 千円
ノウサギ	被害面積	出没情報	出没情報の減少	出没情報の減少	出没情報の減少
	被害金額				
タヌキ	被害面積	出没情報	出没情報の減少	出没情報の減少	出没情報の減少
	被害金額				
アナグマ	被害面積	被害報告、出没情報	被害報告、出没情報の減少	被害報告、出没情報の減少	被害報告、出没情報の減少
	被害金額				

アライグマ	被害面積	出没情報	出没情報の減少	出没情報の減少	出没情報の減少
	被害金額				
イタチ	被害面積	出没情報	出没情報の減少	出没情報の減少	出没情報の減少
	被害金額				
テン	被害面積	出没情報	出没情報の減少	出没情報の減少	出没情報の減少
	被害金額				
シベリアイタチ	被害面積	出没情報	出没情報の減少	出没情報の減少	出没情報の減少
	被害金額				
ヌートリア	被害面積	被害報告、出没情報	被害報告、出没情報の減少	被害報告、出没情報の減少	被害報告、出没情報の減少
	被害金額				
カラス	被害面積	0.37ha	0.36ha	0.36ha	0.36ha
	被害金額	2,926千円	2,868千円	2,868千円	2,868千円
カワウ	被害面積	被害報告、出没情報	被害報告、出没情報の減少	被害報告、出没情報の減少	被害報告、出没情報の減少
	被害金額				
合計	被害面積	10.63ha	11.44ha	10.81ha	10.30ha
	被害金額	20,460千円	22,996千円	21,750千円	20,962千円

※ イノシシの目標値について

豚熱の影響により減少した生息頭数が回復傾向にあること、米の価格が高騰していることを勘案し、現状値より高い値に設定した。

#### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周南市有害鳥獣捕獲対策協議会と鳥獣被害対策実施隊が連携して捕獲を行ってきた。</li> <li>○周南市有害鳥獣捕獲対策協議会と連携して捕獲機材を導入してきた。</li> <li>○県や猟友会と連携し狩猟免許取得者や捕獲従事者の確保に取り組んできた。</li> <li>○国交付金を活用した捕獲活動経費の補助や市単独で捕獲に対する報償金交付を実施してきた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○捕獲従事者の高齢化が進んでおり、新たな担い手の確保をはじめ持続可能な捕獲体制を整備する必要がある。</li> <li>○効率的・効果的な捕獲等を行うため、ICT等の最新技術の活用を図る必要がある。</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市補助金等により侵入防止柵の設置を推進してきた。</li> <li>○研修会等の開催により追払い活動等侵入防止の普及啓発を図ってきた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○侵入防止策の設置や地域ぐるみでの追払い活動など、広域的な侵入防止対策を推進する必要がある。</li> <li>○効率的・効果的な追払い活動等を行うためICT等の最新技術の活用を図る必要がある。</li> </ul>

生息環境管理その他の取組	○誘引物の除去等についてパンフレット等を活用して普及啓発を図ってきた。	○地域ぐるみでの生息環境管理の重要性について市民の理解を深める必要がある。 ○放任果樹等の誘引物の除去を推進する必要がある。
--------------	-------------------------------------	---

### (5) 今後の取組方針

<p>以下に掲げる被害防止のための取組を総合的かつ計画的に関係機関と緊密に連携して推進する。また、地域ぐるみの被害防止対策が進められる体制整備を図る。</p> <p>○捕獲等に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲機材の導入整備を進める。</li> <li>・持続可能な捕獲体制の整備を行う。</li> <li>・わな、銃器による捕獲等を行う。</li> <li>・ICT等の最新技術を活用し、効率的・効果的な捕獲を行う。</li> </ul> <p>○防護柵の設置等に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ぐるみで侵入防止ができるよう体制整備を図る。</li> <li>・侵入防止柵の設置及び適正管理を推進する。</li> <li>・ICT等の最新技術を活用した地域ぐるみの追払い活動を推進する。</li> </ul> <p>○生息環境管理その他の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ぐるみで生息環境管理ができるよう体制整備を図る。</li> <li>・放任果樹等の誘引物の除去を推進する。</li> </ul>
--

## 3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

周南市有害鳥獣捕獲対策協議会が設置する有害鳥獣捕獲隊と鳥獣被害対策実施隊（市職員で組織）が連携して捕獲等を実施する。
--

### (2) その他捕獲体制に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、ツキノワグマ、ノウサギ、タヌキ、アナグマ、アライグマ、イタチ、テン、シベリアイタチ、ヌートリア、カラス、カワウ	○周南市有害鳥獣捕獲対策協議会と連携して、捕獲機材の導入整備を進める。 ○関係機関と連携して狩猟免許の取得促進を図る。 ○鳥獣被害対策実施隊の体制強化を図るなど持続可能な捕獲体制を整備する。

令和9年度	イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、ツキノワグマ、ノウサギ、タヌキ、アナグマ、アライグマ、イタチ、テン、シベリアイタチ、ヌートリア、カラス、カワウ	○周南市有害鳥獣捕獲対策協議会と連携して、捕獲機材の導入整備を進める。 ○関係機関と連携して狩猟免許の取得促進を図る。 ○鳥獣被害対策実施隊の体制強化を図るなど持続可能な捕獲体制を整備する。
令和10年度	イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、ツキノワグマ、ノウサギ、タヌキ、アナグマ、アライグマ、イタチ、テン、シベリアイタチ、ヌートリア、カラス、カワウ	○周南市有害鳥獣捕獲対策協議会と連携して、捕獲機材の導入整備を進める。 ○関係機関と連携して狩猟免許の取得促進を図る。 ○鳥獣被害対策実施隊の体制強化を図るなど持続可能な捕獲体制を整備する。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
○ イノシシ	令和3年度は、約700頭を捕獲したが、豚熱の影響により、令和4年度は約340頭と一時的に大きく減少した。その後、令和5年度は約380頭、令和6年度は約520頭と元の水準に戻つつある。捕獲計画数は、令和8年度を600頭、令和9年度を700頭、令和10年度を800頭に設定し、被害の拡大を抑制する。
○ ニホンザル	近年は年間20頭前後を捕獲している。令和8年度に加害群の調査等を進め、令和9年度から加害群の個体数管理を実施する。捕獲計画数は、令和8年度を20頭に設定し、令和9年度・令和10年度はそれぞれ40頭に設定する。
○ ニホンジカ	令和7年度は被害の報告を受けておらず、近年は年間10頭未満を捕獲している。被害の発生を抑制するため、各年度の捕獲計画数を10頭に設定する。
○ ツキノワグマ	山口県が捕獲許可権者であるため、市独自の捕獲計画数は設定せず、県の「第二種特定鳥獣(ツキノワグマ)管理計画」等に基づき、被害状況に応じて山口県等と協議し、適切に捕獲許可を得る。
○ ノウサギ、アライグマ	近年、具体的な被害報告はを受けておらず、年間10頭未満を捕獲している。被害の発生を抑制するため各年度の捕獲計画数を10頭に設定する。
○ タヌキ	近年、具体的な被害報告はを受けておらず、年間10～20頭を捕獲している。被害の発生を抑制

するため各年度の捕獲計画数を 20 頭に設定する。

○ アナグマ

近年、小規模の被害が発生し、年間 30～100 頭を捕獲している。被害の拡大を抑制するため各年度の捕獲計画数を 60 頭に設定する。

○ イタチ、テン、シベリアイタチ

近年、生活環境被害が発生し、年間 10 頭未満を捕獲している。被害の拡大を抑制するため各年度の捕獲計画数を 10 頭に設定する。

○ ヌートリア

近年、小規模の被害が発生し、年間 0～20 頭を捕獲している。被害の拡大を抑制するため各年度の捕獲計画数を 20 頭に設定する。

○ カラス

近年、果樹の被害が発生し、年間 0～30 頭を捕獲している。被害の拡大を抑制するため各年度の捕獲計画数を 100 頭に設定する。

○ カワウ

近年、アユの稚魚の食害が発生している。被害の拡大を抑制するため、各年度の捕獲計画数を 200 頭に設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等 (頭、羽)		
	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
イノシシ	600	700	800
ニホンザル	20	40	40
ニホンジカ	10	10	10
ツキノワグマ	—	—	—
ノウサギ	10	10	10
タヌキ	20	20	20
アナグマ	60	60	60
アライグマ	10	10	10
イタチ	10	10	10
テン	10	10	10
シベリアイタチ	10	10	10
ヌートリア	20	20	20
カラス	100	100	100
カワウ	200	200	200

捕獲等の取組内容

- 被害の状況を的確に把握し、わな・銃器を用いて捕獲等を実施する。
- 有害鳥獣捕獲隊による集中的な捕獲活動を推進する。

- ニホンザルは、ICT等の最新技術を活用した加害群の頭数や行動範囲の調査を行い、大型囲いわなによる個体数管理を実施する。
- ツキノワグマは、被害状況等を勘案して、捕獲の必要性が生じた場合に、山口県と協議のうえ適切に捕獲許可を得る。
- アナグマ、タヌキなどの小型獣は、農業者等による小型のはこわなを用いた捕獲等を推進する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	柵の種類	整備内容		
		令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、ツキノワグマ、ノウサギ、タヌキ、アナグマ、アライグマ、イタチ、テン、シベリアイタチ、ヌートリア、カラス	電気柵	1,500m	1,500m	1,500m
	ワイヤーメッシュ柵、金網柵	1,000m	1,000m	1,000m
	トタン柵	200m	200m	200m
	防鳥ネット	10a	10a	10a

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、ツキノワグマ、ノウサギ、タヌキ、アナグマ、アライグマ、イタチ、テン、シベリアイタチ、ヌートリア、カラス	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域ぐるみで侵入防止ができるよう、研修会の開催などにより普及啓発を図る。</li> <li>○補助金等により侵入防止柵の設置を推進する。</li> <li>○侵入防止柵の適切管理を行うことができるよう助言や周知を行う。</li> <li>○ニホンザルは、ICT等の最新技術を活用しながら地域ぐるみの追払い活動を推進する。</li> </ul>

令和9年度	イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、ツキノワグマ、ノウサギ、タヌキ、アナグマ、アライグマ、イタチ、テン、シベリアイタチ、ヌートリア、カラス	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域ぐるみで侵入防止ができるよう、研修会の開催などにより普及啓発を図る。</li> <li>○補助金等により侵入防止柵の設置を推進する。</li> <li>○侵入防止柵の適切管理を行うことができるよう助言や周知を行う。</li> <li>○ニホンザルは、ICT等の最新技術を活用しながら地域ぐるみの追払い活動を推進する。</li> </ul>
令和10年度	イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、ツキノワグマ、ノウサギ、タヌキ、アナグマ、アライグマ、イタチ、テン、シベリアイタチ、ヌートリア、カラス	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域ぐるみで侵入防止ができるよう、研修会の開催などにより普及啓発を図る。</li> <li>○補助金等により侵入防止柵の設置を推進する。</li> <li>○侵入防止柵の適切管理を行うことができるよう助言や周知を行う。</li> <li>○ニホンザルは、ICT等の最新技術を活用しながら地域ぐるみの追払い活動を推進する。</li> </ul>

## 5 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

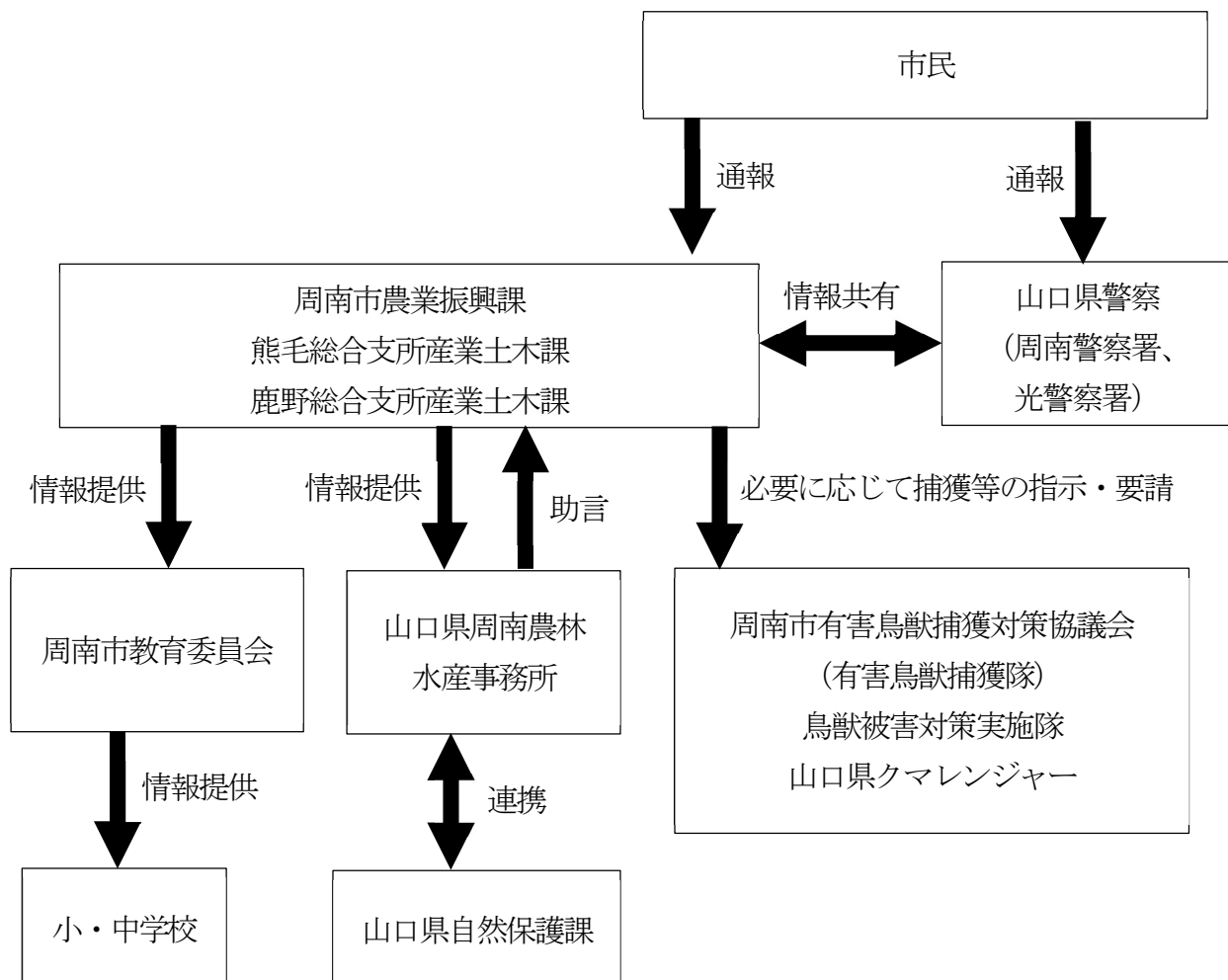
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域ぐるみで生息環境管理ができるよう、研修会の開催などにより普及啓発を図る。</li> <li>○鳥獣の出没状況に応じて現地を確認し、放任果樹の除去、耕作放棄地などの潜み場の削減、農作物残さや食品残さの管理を推進する。</li> </ul>
令和9年度	イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域ぐるみで生息環境管理ができるよう、研修会の開催などにより普及啓発を図る。</li> <li>○鳥獣の出没状況に応じて現地を確認し、放任果樹の除去、耕作放棄地などの潜み場の削減、農作物残さや食品残さの管理を推進する。</li> </ul>
令和10年度	イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域ぐるみで生息環境管理ができるよう、研修会の開催などにより普及啓発を図る。</li> <li>○鳥獣の出没状況に応じて現地を確認し、放任果樹の除去、耕作放棄地などの潜み場の削減、農作物残さや食品残さの管理を推進する。</li> </ul>

## 6 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

### (1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
周南市農業振興課、熊毛総合支所産業土木課、鹿野総合支所産業土木課	関係機関への連絡調整、市民への情報提供 ・注意喚起、パトロール
山口県警察（周南警察署、光警察署）	市への出没情報の提供、市民の安全確保、パトロール
山口県（周南農林水産事務所、自然保護課）	市への助言
周南市有害鳥獣捕獲対策協議会（有害鳥獣捕獲隊）	鳥獣の捕獲等・追い払い、パトロール
周南市鳥獣被害対策実施隊	鳥獣の捕獲等・追い払い、パトロール
山口県クマレンジャー	クマの捕獲等・追い払い、パトロール
周南市教育委員会	学校への出没情報の提供
小・中学校	学校生活及び通学時の児童生徒等の安全の確保

### (2) 緊急時の連絡体制



## 7 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲等をした鳥獣は、埋設処分・焼却処分・自家消費により適切に処理することとする。

## 8 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

### (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	活用方法の検討
ペットフード	活用方法の検討
皮革	活用方法の検討
その他	学術研究への提供

### (2) 処理加工施設の取組

--

### (3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

## 9 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	周南市有害鳥獣捕獲対策協議会	
構成機関の名称	役割	
周南市	協議会の運営、被害防止対策の普及・啓発、被害情報の提供	
山口県周南農林水産事務所	生息状況及び生息環境に関する情報、被害防止技術に関する情報の提供	
山口県鳥獣保護管理員	鳥獣保護関連情報の提供	
山口県警察（周南警察署、光警察署）	市民の安全確保	
山口県猟友会	捕獲等への従事、捕獲技術の提供、捕獲従事者の育成	
山口県農業協同組合	被害情報（農産物）の提供	
山口県東部森林組合	被害情報（林産物）の提供	
山口県農業共済組合	被害情報（共済事業）の提供	

## (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
山口県（自然保護課、農林総合技術センター）	生息状況及び生息環境に関する情報、被害防止技術に関する情報の提供、捕獲の助言

## (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市職員 16 人（令和 7 年 4 月時点）で構成。鳥獣の捕獲等による被害防止対策や市街地等へ鳥獣が出没した場合など緊急的な対応が必要となった場合に捕獲、追い払い、パトロール等に従事する。

## (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣被害対策実施隊の体制強化を図るなど持続可能な被害防止施策の実施体制を構築する。

## 10 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- 県や関係機関と連携し、被害及び生息状況等の把握を行う。
- 先進的な取り組みについて情報収集を行い、被害防止に有効な手法を集落等に情報提供する。
- 山口県東部鳥獣被害広域対策協議会と連携して広域的な被害防止施策を実施する。